

受動喫煙防止対策の現状調査票

記入日：令和 4 年 月 日

事業所名： _____ 所在地： _____
電話番号： _____ 回答者： _____

問1 事業所の属性について、該当するものに ☒ を付けてください。

従業員数（人）

☐ ~10 ☐ 11~50 ☐ 51~100 ☐ 101~

業種分類

☐ 鉱業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱・水道
☐ 情報・通信 ☐ 運輸 ☐ 卸売・小売 ☐ 金融・保険 ☐ 不動産
☐ 飲食・宿泊 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育 ☐ サービス ☐ その他

問2 屋外の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに ☒ を付けてください。

- ☐ 喫煙者以外は立ち入らない場所、喫煙中に歩行者が通ることではない場所にある。
☐ 建物内にたばこの煙が入らない場所にある。
☐ 灰皿を設置しており、営業時間外は屋内に片づけている。
☐ 屋外に喫煙場所はなし。

問3 屋内の喫煙場所の状況について、該当するものすべてに ☒ を付けてください。

- ☐ 喫煙室は、**厚生労働省が定めた技術的基準※1** に適合している。
☐ 飲食店の場合、**既存特定飲食提供施設※2** としての「喫煙可能室(店)」を適用している。
☐ 事業所の入口と屋内喫煙場所の入口に、**必要事項を示した標識※3** を掲出している。
☐ 喫煙可能な場所には、喫煙以外の目的も含め、**20歳未満の者は立入禁止** にしている。
☐ 屋内に喫煙場所はなし。

※1 喫煙室の技術的基準

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
② たばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

※2 既存特定飲食提供施設（以下の条件①～③すべてを満たす飲食店）

- 条件① 2020年4月1日時点で営業している店
条件② 資本金または出資総額5,000万円以下
条件③ 客席面積が100㎡以下

※3 必要事項を示した標識

- ・喫煙することができる場所がある旨を示すこと
・当該場所への20歳未満の立入を禁止している旨を示すこと



＜自由記載＞ 受動喫煙に関することについて、御意見をお聞かせください。



回答方法

FAX

019-654-5665

専用
フォーム



郵送

〒020-0884 盛岡市神明町3-29
盛岡市保健所 健康増進課